

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2500380 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2500055 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、令和元年12月25日は150万円、令和2年9月25日は40万円、令和3年8月25日は54万円、同年12月25日は44万円に訂正することが必要である。

令和元年12月25日、令和2年9月25日、令和3年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月25日、令和2年9月25日、令和3年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年12月25日
② 令和2年9月25日
③ 令和3年8月25日
④ 令和3年12月25日

A社から支給された請求期間①から④までの賞与について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出がされたことから、保険給付の対象とならない記録とされているので、調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の各請求期間に係る賞与明細書により、請求者は請求期間①に150万円、請求期間②に40万円、請求期間③に54万円、請求期間④に44万円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者の令和元年12月25日、令和2年9月25日、令和3年8月25日及び同年12月25日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて

は、事業主が請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後（令和7年8月8日受付）に年金事務所へ提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500381 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500056 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、令和2年9月25日は40万円、令和3年8月25日は68万5,000円、同年12月25日は45万円に訂正することが必要である。

令和2年9月25日、令和3年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年9月25日、令和3年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 令和2年9月25日
② 令和3年8月25日
③ 令和3年12月25日

A社から支給された請求期間①から③までの賞与について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出がされたことから、保険給付の対象とならない記録とされているので、調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の各請求期間に係る賞与明細書により、請求者は請求期間①に40万円、請求期間②に68万5,000円、請求期間③に45万円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者の令和2年9月25日、令和3年8月25日及び同年12月25日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後（令和7年8月8日受付）に年金事務所へ提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行し

ていないと認められる。